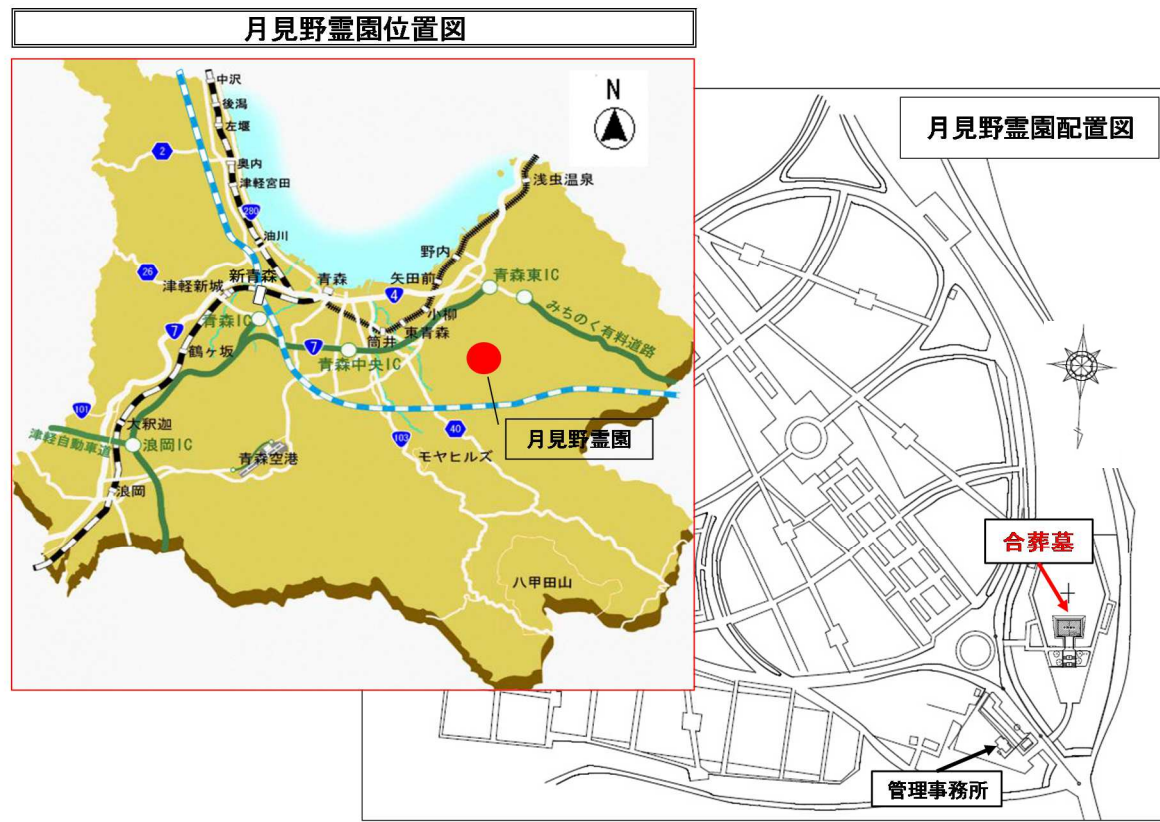


～ 月見野霊園合葬墓案内図 ～



青森市月見野霊園合葬墓

～ ご利用案内 ～



- 【問合せ・申込先】 ○青森市 市民部 生活安心課 霊園管理運営チーム
青森市新町一丁目3番7号
電話 017-718-0242 017-734-5277
- 青森市 浪岡事務所 市民課 生活環境チーム
青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1
電話 0172-62-1140
- 【納骨等予約先】 ○月見野霊園管理事務所 (4/1～11/30) ※令和2年は6/1から受付します。
青森市大字駒込字月見野281番地
電話 017-743-3213
- 【必要な書類等】 申し込みには、所定の申請書のほかに下記の書類等が必要となります。
「申込のご案内」もご参照のうえ、詳しくはお問い合わせください。
- ・申請者の身分証明書 (免許証、保険証、マイナンバーカード等)
 - ・申請者の住民票 (青森市民の場合は「添付書類省略に係る同意書」)
 - ・埋火葬許可証又は埋蔵証明書 (生前予約の場合は不要)
- ※市営霊園・墓園の墓地区画から合葬墓に改葬する場合は、上記に加え、「霊園 (埋葬場所) 使用許可証」や改葬申請、一般墓地 (合葬墓) 返還届が必要となります。

合葬墓は、多くの方々の遺骨を合同で埋蔵するお墓です。

市が管理を行うため、個人での管理や承継が不要であり、生前に申し込むこともできます。

合葬墓に埋蔵後は、ご遺骨を返還できなくなりますので、ご利用にあたっては、本案内をよくご覧いただき、ご親族の方々と十分に相談したうえでお申し込みください。

※「申込のご案内」等は市ホームページからダウンロード可能です。
※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から郵送による申込みにご協力ください。

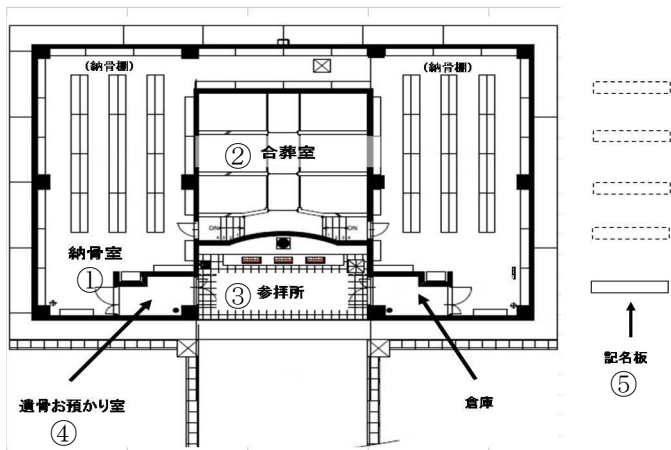
青 森 市

1. 施設概要

- 【所在地】 青森市大字駒込字月見野 281 番地
 【構造】 鉄筋コンクリート造 平家建
 【面積】 建築面積：232.81㎡
 【規模等】 納骨室：2,000体（床面積152.67㎡）
 合葬室：約8,000体（容積76.8㎡）
 参拝所：献花台、線香台、モニュメント
 その他：遺骨お預かり室、記名板（外構部）
 【供用開始】 令和2年6月1日



平面図



①納骨室

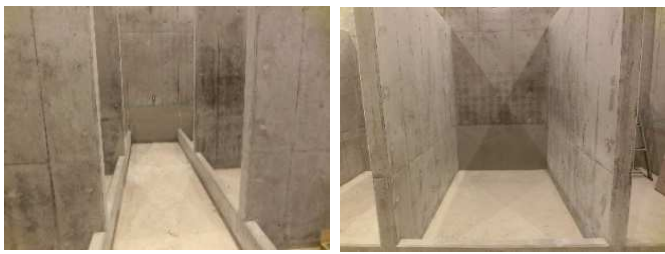
使用許可を受けた日から20年、遺骨を骨箱等(※)で収蔵します。収蔵期間内であれば遺骨を引き取ることができます。

※木製の骨箱又は陶磁器製の骨壺で、幅24cm×奥行24cm×高さ28cm以下のもの



②合葬室

遺骨を合同で埋蔵します。合葬室埋蔵後は遺骨を引き取ることができません。



③参拝所

参拝所には献花台、線香台、モニュメントを設置しています。霊園開園期間中（4/1～11/30）は参拝が可能です。

※持参したお花や線香以外の供物等は、必ずお持ち帰りください。（霊園内にゴミ箱は設置しておりません。）



④遺骨お預かり室

納骨の際は、この部屋で職員が遺骨をお預かりします。納骨室、合葬室へは入室できません。

※納骨は、令和2年は6/1～11/30までの間の9:00～16:00までとなります。（要予約）



⑤記名板

合葬墓に収蔵又は埋蔵された故人の生前の氏名を刻字したプレートを掲示できます。

※希望者のみ

※プレート：（材質）黒御影石（サイズ）縦15cm×横4cm×厚さ3cm



2. 申込資格

- (1) 市営霊園・墓園の墓地区画の使用許可を受けていない方で、次のいずれかに該当する方
 ①本市に住所を有し、遺骨を保有している方
 ②本市以外の区域に住所を有し、死亡時において本市に住所を有していた方の遺骨を保有している方
 ③本市に住所を有する満70歳以上の方で、自己の死後に合葬墓における遺骨の収蔵又は埋蔵を希望する方
 (2) 市営霊園・墓園の墓地区画に埋蔵している遺骨を合葬墓に改葬し、墓地区画を返還する方

3. 使用料

(1) 合葬墓使用料

申込区分	使用料
納骨室及び合葬室（納骨室で20年収蔵後に合葬室へ埋蔵）	1体につき 98,000円
合葬室（合葬室へ直接埋蔵）	1体につき 62,000円
記名板（希望者のみ）	1体につき 34,000円

- ・納骨室を使用するかどうか選択し、お申し込みください。
- ・納骨室の使用を選択した場合であっても、使用許可を受けた日から20年経過した後に納骨する場合は、合葬室への直接埋蔵となります。また申出により20年経過する前に合葬室へ埋蔵することもできます。
- ・使用料以外の毎年の管理料等は不要です。
- ・納付した使用料は返還いたしません。ただし、記名板について、遺骨を納骨する前に使用を取りやめた場合は、使用料を返還できます。
- ・記名板へは納骨から1～2か月後に掲示となります。掲示したプレートは取り外しできません。

(2) 墓地区画から改葬する場合の特例

市営霊園・墓園の墓地区画から合葬室に改葬する場合は、改葬する遺骨の体数にかかわらず、返還する墓地区画の1区画につき62,000円となります。

(3) 合葬室使用料の減額

生活保護を受けている方や中国残留邦人等で生活保護に準じる公的支援給付を受けている方が申請する場合は、合葬室へ直接埋蔵する場合に限り使用料の5割を減額できますので対象者はお申し出ください。

4. その他

- (申 込) ・遺骨を保有している方は、通年で申し込みを受け付けます。
 ・生前予約の募集は年1回です。広報あおもり（12/1号）、市ホームページ等でお知らせします。
 ・生前予約する場合は、死亡後に合葬墓に納骨されるよう、エンディングノートを活用しご家族やご友人に伝えるなど、必要な措置を講じておいてください。
- (納 骨) ・納骨の際は、事前にご予約ください。
 ・遺骨以外の副葬品等はお預かりできません。
 ・遺骨を収蔵する位置は指定できません。
- (参 拝) ・市では供養祭等の儀式は行いません。永代供養等をご希望される場合は寺院等にお問い合わせください。
 ・個人で儀式を行う際（要予約）は、他の参拝者へのご配慮をお願いします。
- (改 葬) ・他の墓地等へ一度埋蔵された遺骨を改葬する場合は、合葬室のみの利用となります。
 ・土葬の場合の遺骨は、改葬のための火葬を行ってから納骨してください。